

品質確保のための低入札価格調査制度を定めました

NEXCO中日本では、低入札工事件数の増加に伴い、工事の品質確保に支障が生じるおそれがあると認められる場合に対応するため、現行の調査基準である「調査基準価格」に加え、新たに「調査重点価格」を設定し、『入札金額が「調査基準価格」から「調査重点価格」の範囲内の場合』の調査内容と『入札金額が「調査重点価格」を下回る場合』の調査内容を下記のとおり定めました。

記

1. 品質の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる基準

品質の確保に支障を及ぼすおそれ、若しくは契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある場合について、次に掲げる「調査重点価格」に満たない場合としました。

「調査重点価格」＝工事価格対象額の 70%

ただし、「調査基準価格」※1が工事価格対象額の 70%に満たない場合にあっては、その「調査基準価格」を「調査重点価格」とします。

※1「調査基準価格」

「調査基準価格」は、「工事価格対象額」の基礎となっている「直接工事費の額」および「共通仮設費の額」ならびに「現場管理費の 20%相当額」（建築工事費の額にあっては、「直接工事費の額」および「共通仮設の額」ならびに「現場経費相当額の 20%相当額」）の合計額です。

ただし、この合計額が、「工事価格対象額」の 85%を超える場合は 85%相当額とし、「工事価格対象額」の 66.7%に満たない場合は、66.7%相当額とします。

2. 調査の実施

契約責任者は、「調査基準価格」および「調査重点価格」を下回る価格で入札（見積り）（以下「入札」という。）を行った者に対し、品質の確保および契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かについて、入札者からのヒアリング等により調査（以下「調査」という。）を次のとおり行います。

(1) 「調査基準価格」から「調査重点価格」までの範囲内で入札が行われた場合の調査

「調査基準価格」から「調査重点価格」までの範囲内で入札が行われた場合には、落札者決定を保留のうえで、当該価格での品質の確保および契約履行が可能とされる理由等についてのヒアリングを行うとともに、入札内容の妥当性を確認する調査を以下のとおり実施します。

① 仕様及び数量

入札金額が、入札に必要な図書として交付した単価表に対応する単価表となっており、設計図書で規定している仕様、工法、数量等の内容を理解し見積りを行っていることを確認します。

② 資材単価、労務単価又は市場単価

資材単価、労務単価又は市場単価について、発注者の単価に比し相当程度低いと認められる場合は、当該単価の設定理由（下請業者との関係を含む）を記載した書類等の提出を求めるなど詳細な調査を行います。

③ 安全対策

安全対策等の共通仮設費の計上が適切であることを確認します。

④ 現場管理費

現場管理費の計上が適切であることを確認します。

⑤ 一般管理費

一般管理費について、発注者の価格に比し相当程度低いと認められる場合は、当該価格の設定理由について確認します。

(2) 「調査重点価格」を下回る入札が行われた場合の調査

① 「調査重点価格」を下回る入札が行われた場合には、落札者決定を保留のうえ当該価格で品質の確保および契約履行が可能とされる理由等について、提出書類（表－１中の様式－１～様式－１５）により調査を行います。

② 入札者の経営状況や信用状態について保証会社等へ照会します。

③ 確実な品質・安全確保および契約履行を行う旨の誓約書（表－１中の様式－１６）を提出していただきます。

④ 提出書類および誓約書は、入札日の翌日から５日以内（行政機関の休日含まない。）に提出していただきます。

表- 1 提出していただく書類

提出書類の表紙	様式－１
当該価格で入札した理由	様式－２
入札金額に対応した単価表又は工事費内訳書及び明細書	様式－３～３の１
施工体制台帳（案）	様式－４
施工体系図（案）	様式－５
手持工事の状況	様式－６～７
契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連	様式－８
手持資材の状況	様式－９
資材購入先及び購入先と入札者との関係	様式－１０
手持機械数の状況	様式－１１
労務者の具体的供給見通し	様式－１２～１３
過去に施工した公共工事名及び発注者	様式－１４
建設副産物の搬出地	様式－１５
誓約書	様式－１６

様式- 1 ～様式- 1 6 【PDF】

(3) 技術提案協議方式を適用した工事における調査の取扱い

技術提案協議方式※2を適用する工事における調査は、以下のとおりとします。

- イ) 入札価格が「調査基準価格」から「調査重点価格」までの範囲にある場合には、保留のうえ当該価格で品質の確保及び契約履行が可能とされる理由等についてのヒアリングを実施します。
- ロ) 入札価格が「調査重点価格」を下回る場合には、保留のうえ上記 2. (2) の調査を行います。

※2 技術提案協議方式

技術提案協議方式とは、落札者が提出した単価表もしくは工事費内訳書の各項目の単価あるいは価格について、落札者と合理的な施工方法や資材調達方法等に係る技術的な協議を実施し、その協議に基づく価格で契約する方式です。

(4) 調査結果の取扱い

調査の結果、履行がなされると認められなかったときには、当該入札（見積）者を落札者となるべき者とはしません。

3. 契約後の扱い

「調査重点価格」以下の入札が行われた場合の調査を実施した工事において、履行可能と判断して契約した工事は、本調査で提出させた資料及び調査記録を監督員に引き継ぐとともに、監督員は受注者に対して以下の措置を講じます。

- (1) 施工体制台帳の内容のヒアリングを必ず行います。施工体制台帳の記載内容が調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認します。
- (2) 施工計画書の内容のヒアリングを必ず行います。施工計画書の記載内容が調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認します。

以 上